

給与増加関連税制 その2 所得拡大促進税制

中小企業者等限定！雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加する企業を下支えする観点から、適用要件が見直され、適用が延長された制度です。

要件

雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加

社員だけでなく、パートやアルバイトの方も含めた
全ての雇用者に対する給与等の支給額 が対象。
(ただし、役員の親族・使用人兼務役員の方は除きます。)

改正により、前年度や今年度に中途入社した方や
退職した方のお給与も全て対象となりました！

税額控除額

※法人税額（所得税額）×20%が限度

控除対象雇用者給与等支給増加額×15%

適用年度の給与（雇用者給与等支給額）から
前年度の給与（比較雇用者給与等支給額）を控除した額。
⇒ 簡単に言えば、お給与の増加部分！（上限あり）
雇用調整助成金を受けた場合は、その額を除きます。

ココも要チェック！「控除額の上乗せ要件」

- ① 給与の増加割合が 1.5% → 2% で
- ② 教育訓練費が前年度と比較し 10%以上増加
又は
経営力向上計画の認定と証明を受けている

場合は、税額控除率が **15% → 25%** となります。

お給与関係では、
こちらもご確認ください！
2021年10月1日より
最低賃金が改定されます。
埼玉県は、928円 → 956円へ。
時給での最低賃金です。

(読売新聞 8月14日朝刊より)

制度のご紹介

「月次支援金」申請を お忘れなく！

9月までは、支援金制度が決定しています。
(申請期間は対象月の翌月から2ヶ月間です)

【要件】

- ① 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

【給付額（1ヶ月あたり上限）】

中小法人等：20万円 個人事業者等：10万円

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/>

最低賃金 28円増

全都道府県 初の「800円超え」

●最低賃金(時給)の改定状況

都道府県	改定後の最低賃金
北海道	889(28)
青森	822(29)
岩手	821(28)
宮城	853(28)
秋田	822(30)
山形	822(29)
福島	828(28)
茨城	879(28)
栃木	882(28)
群馬	865(28)
埼玉	956(28)
千葉	953(28)
東京	1041(28)
神奈川	1040(28)
新潟	859(28)
富山	877(28)

厚生労働省は13日、都道府県ごとの審議会が取りまとめた今年度の最低賃金(時給)の改定額を発表した。改定後の全国平均は、昨年度から28円増の930円引き上げ幅は過去最大で、初めて全都道府県で時給800円を超えた。新たな最低賃金は10月上旬から適用される。

新型コロナウイルス禍の影響を考慮した昨年度は、全国的に据え置きか最大3円増にとどまった。今年度は、厚労相の諮問機関・中央最低賃金審議会が「企業利益や雇用情勢などを総合的に勘案すれば、コロナ禍以前より年度ごとの差は2011年度で昨年度と変わらない。」

改定後の最低賃金の最高額は東京の1041円で、最低額は高知の820円。最高額と最低額の差は2011年度で昨年度と変わらない。

鳥取、佐賀が1円増だった。40都道府県は目安通りの引き上げとなった。鳥取、佐賀が1円増だった。鳥取、佐賀が1円増だった。鳥取、佐賀が1円増だった。

鳥取、佐賀が1円増だった。鳥取、佐賀が1円増だった。鳥取、佐賀が1円増だった。

全国平均 930円